# ◎半島振興法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

〇半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)

(傍線部分は改正部分)

に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の第二条 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、関係行政機関の長(指定)	とを目的とする。ける定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資するこ	半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域におの措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて	進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別	比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促	ける制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に	れ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面にお	上交通が確保された島を含む。以下同じ。)が、三方を海に囲ま	様性の重要な構成要素である半島地域(架橋等により本土との陸	民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多	れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国	第一条 この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触	(目的)	改正案
事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、都道府県知(指定)				土の均衡ある発展に資することを目的とする。	もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国	な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、	じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要	(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同	活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域	が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生	第一条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源	(目的)	現行

策実施地域として指定する。
る措置を講ずることが適当であると認められる地域を半島振興対各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関す

#### 一~三 (略)

- 3 理大臣を経由しなければならない。 請 に係る地域が 都道府県は、 ?沖縄 第 項 県 0 の申請をしようとする場合において当該申 区域内にあるものであるときは、 内 閣 総 3
- をするときは、当該半島振興対策実施地域の名称及び区域を官報4 主務大臣は、第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定

### (半島振興計画の作成等)

で公示しなければならない。

第三条 半島振興に関する計画 臣に協議し、 L つたときは、 なければならない。 前条第 その同意を得なければならない。 関係都道府県は 項の規定により半島振興対策実施地域の指定があ この場合においては、 ( 以 下 「半島振興計画」 当該半島振興対策実施地 あらかじ という。 め 域に係る 主務大 を作成

2 主務大臣は、前項の規定により半島振興計画に同意しようとす

2

国土交通大臣

あると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当で会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、

#### 一~三 (略)

都道府県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじ

議しなければならない。

8

関係市町村長に協

該申請に係る地域が沖縄県の区域内にあるものであるときは、内都道府県知事は、第一項の申請をしようとする場合において当

閣総理大臣を経由しなければならない。

策実施地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。より半島振興対策実施地域の指定をするときは、当該半島振興対4 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第一項の規定に

### (半島振興計画の作成等)

第三条 作成しなければならない。 係る半島振興に関する計画 なければならない。 土交通大臣 つたときは、 前条第 総務大臣及び農林水産大臣に協議し、 関係都道府県知事 項の規定により半島振興対策実施地域の指 この場合においては、 ( 以 下 は 「半島振興計画」という。 当該半島振興 あらかじめ、 対策実施地 その同意を得 定 域 が 玉 を に あ

ょ

意見を聴かなければならない。 るときは、 関係行 政機関の長に協議するとともに、 国土審議会の

3 関係市町村に協議しなければならない。 都道府県は、 第一 項の半島振興計画を作成しようとするときは、

4 は、 島 出 振興計画に係る地域が沖縄県の区域内にあるものであるとき 都道府県は、 なけ 内閣総理大臣を経由して、 ればならない 第 一項の協議をしようとする場合において当該半 当該半島振興計画を主務大臣に提 4

5 る。 前各項の 規定は、 半島振興計画を変更する場合について準用す

域市町 村 という。 は 単独で又は共同して、 関係都道府県に 6

半島振興対策実施

地

域をその区域に含む市町村

以

下

「半島地

(新設)

る。

田

対し、

半島振興計

画

の変更をすることを提案することができる。

この場合においては、 当該提案に係る半島振興計画の素案を作成

して これを提示しなければならない。

7 半島振興計画を変更するか否かについ 前項の規定による提案を受けた都道府県は 遅滞なく 当該提案に基づき 当該提案を (新設

した半島地域市町村に通知しなければならない。 半島振興計画を変更しないこととするときは この場合にお その理由を明

らかにしなければならない

り半島振興計画に同意しようとするときは、 協議するとともに、 国土審議会の意見を聴かなければならない。 関係行政機関の長に

3 きは、 都道府県知事は、 関係市町村長に協議しなければならない。 第 項の半島振興計画を作成しようとすると

きは、 該半島振興計画に係る地域が沖縄県の区域内にあるものであると 都道府県知事は、 内閣総理大臣を経由して、 第一項の協議をしようとする場合において当 当該半島振興計画を国土交通大

5 前各項の規定は、 半島振興計画を変更する場合について準用 す

総務大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない

三

(国の施策)	第五条(略)	2 · 3 (略)	保全施設等の整備及び防災体制の強化に関する事項	ずる被害を含む。)その他の災害を防除するために必要な国土	十 水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生	七~九 (略)	六 医療の確保等に関する事項	四•五 (略)	る事項	三 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関す	二(略)	該半島振興対策実施地域内の交通通信の確保に関する事項	その他の当該半島振興対策実施地域と国内の地域との間及び当	一 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備	とする。	つ総合的な振興に関し必要な次に掲げる事項について定めるもの	第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域的か	(半島振興計画の内容)
(国の施策)	第五条(略)	2 · 3 (略)	保全施設等の整備に関する事項	ずる被害を含む。)その他の災害を防除するために必要な国土	八 水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生	五~七(略)	(新設)	三・四(略)		(新設)	二(略)		に関する事項	一 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備	とする。	つ総合的な振興に関し必要な次に掲げる事項について定めるもの	第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域的か	(半島振興計画の内容)

前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び産業振興促進計画の区域(以下「計画区域」という。)産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとすいう。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができ	の産業の振興を促進するための計画(以下「産業振興促進計画」業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他ころにより、当該半島地域市町村の区域の特性に応じた農林水産「関係半島振興計画」という。)に即して、主務省令で定めると域市町村に係る半島振興対策実施地域に係る半島振興計画(以下	第九条の二 半島地域市町村は、単独で又は共同して、当該半島地(産業振興促進計画の認定) (産業振興促進計画の認定) 第七条〜第九条 (略)	その他の必要な措置を講ずるものとする。いて、その事業を実施する地方公共団体その他の事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施	「或的かつ総合的な辰興こおハて重要であることに濫み、半島辰興2」国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広第六条 (略)
<u>加</u> 이 「				<u></u>
		(新設) 第七条~第九条		(略)
		略		

#### 主体に関する事項

#### 四計画期間

- には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。 前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合
- 一 産業振興促進計画の目標
- 二 その他主務省令で定める事項
- 掲げる事項を記載することができる。 の振興を促進するために特に重要と認められるものとして、次に 第二項第三号に掲げる事項には、半島地域市町村における産業
- 村における農林水産業の振興に資する事業に関する事項販売、当該農林水産物の利用の促進その他の当該半島地域市町一当該半島地域市町村の区域において生産された農林水産物の
- における商工業の振興に資する事業に関する事項 知識又は技術を有する人材の育成その他の当該半島地域市町村生産設備の新増設、商品の販売又は役務の提供の促進、高度な一 当該半島地域市町村の区域における企業の立地の促進、工業
- 信業の振興に資する事業に関する事項三「情報通信技術の活用による役務の提供の促進その他の情報通
- の振興に資する事業に関する事項 来訪及び滞在の促進その他の当該半島地域市町村における観光回 当該半島地域市町村の区域の観光資源を活用した観光旅客の

- 5 付け、 算の執行の適正化に関する法律 助金等交付財産活用事業 に関する事項を記載することができる。 充てられた補助金等 第二十二条に規定する財産をいう。) を当該補助金等交付財産に 前項に定めるものの の交付の目的以外の目的に使用し、 又は担保に供することにより行う事業をいう。 (同法第二条第一項に規定する補助金等をい ほか、 (補助金等交付財産 第二項第三号に掲げる事項には (昭和三十年法律第百七十九号) 譲渡し (補助金等に係る予 交換し、 以下同じ。 貸し 補
- して定めようとする者の同意を得なければならない。 事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体と6 半島地域市町村は、産業振興促進計画に第二項第三号に掲げる
- 素案を作成して、これを提示しなければならない。 関係半島振興計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画のを作成することを提案することができる。この場合においては、 次に掲げる者は、半島地域市町村に対して、産業振興促進計画
- 第三号に規定する事業を実施しようとする者一当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項
- な関係を有する者 一 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画に関し密接
- 基づき産業振興促進計画を作成するか否かについて、遅滞なく、8 前項の規定による提案を受けた半島地域市町村は、当該提案に

らかにしなければならない。産業振興促進計画を作成しないこととするときは、その理由を明当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、

関係半島振興計画に適合するものであること。

ること。
及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められ
一 当該産業振興促進計画の実施が計画区域における産業の振興

とするときは、当該事項に係る関係行政機関の長(次条第二項及関する事項が記載されている場合において、前項の認定をしよう三、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。三、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

| 11 | 主務大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を長」という。)の同意を得なければならない。

び第九条の五から第九条の七までにおいて単に「関係行政機関の

(認定に関する処理期間)

公示しなければならない。

(新 新 設 設	2 関係行政機関の長は、主務大臣が前項の処理期間中に前条第九項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。 (認定産業振興促進計画の変更) (認定産業振興促進計画の変更について準期は、第九条の二第九項の認定を受けたければならない。 (認定産業振興促進計画の変更について準別を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 (報告の徴収) (報告の徴収) (報告の徴収) (報告の徴収) (報告の徴収) (報告の徴収) (報告の徴収) (報告の徴収)
(新設)	理した日から三月以内において速やかに、同条第九項の認定に関第九条の三 主務大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受

	いるときは、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその
	促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されて
	を取り消すことができる。この場合において、当該認定産業振興
	項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定
(新設)	第九条の七 主務大臣は、認定産業振興促進計画が第九条の二第九
	(認定の取消し)
	を求めることができる。
	補助金等交付財産活用事業の実施に関し必要な措置を講ずること
	め必要があると認めるときは、認定半島地域市町村に対し、当該
	場合において、当該補助金等交付財産活用事業の適正な実施のた
	計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されている
(新設)	第九条の六 主務大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進
	(措置の要求)
	ついて報告を求めることができる。
	域市町村に対し、当該補助金等交付財産活用事業の実施の状況に
	産活用事業に関する事項が記載されている場合には、認定半島地
	2 関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に補助金等交付財
	めることができる。
	その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求

旨を通知しなければならない。

- 定の取消しに関し、主務大臣に意見を述べることができる。 2 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認
- 大臣に意見を述べることができる。 でいる場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、主務興促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載され 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振
- しについて準用する。 第九条の二第十一項の規定は、第一項の規定による認定の取消

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

(農地法等による処分についての配慮)

促進計画に記載された計画区域内の土地を認定産業振興促進計画第九条の九(国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定産業振興)

(新設)

(新設)

第十条~第十二条 (略)	その他の援助を行うものとする。	(中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要ないう。)が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合いう。)が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要なには、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要なには、当該中小企業者に対して必要な情報の提供をの他の必要なには、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要なには、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要なには、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要なには、当該中小企業者に対して必要な情報の提供をの他の必要なには、当該中小企業者に対して必要な情報の提供を引きる。	当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。められたときは、当該計画区域における産業の振興に資するため、二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求に記載された事業の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第
第十条~第十二条 (略)	(新設)	(新設)	

## (地域公共交通の活性化及び再生)

(新設)

(化及び再生について適切な配慮をするものとする。) ける住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の 向上、半島振興対策実施地域内の交流及び半島振興対策実施地域 の上、半島振興対策実施地域内の交流及び半島振興対策実施地域

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配 医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度 興対策実施地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差の是正、半島振第十三条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域と他の地

(農林水産業その他の産業の振興)

慮をするものとする

第十三条の二 (略)

対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進につ産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に策実施地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、半島振興対

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

その他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワーク住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等第十三条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における

(農林水産業の振興)

第十三条の二 (略)

(新設)

者の輸送中に医療を行う体制を含む。)の整備等について適切な別、大三条の五、国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域にお、(新第十三条の五、国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域にお、(新の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患い機器を変化したの、無医地区に関し、診療所の設置、定期の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患の機器を表情したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患の機器を表情したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患の機器を表情したヘリコプター等により患者を制造し、かつ、患の機器を表情したのようにより、	の施策の充実について適切な配慮をするものとする。 「生活環境の整備」 (生活環境の整備) (生活環境の整備) (生活環境の整備) (生活環境の整備) の施策の充実について適切な配慮をするものとする。 の施策の充実について適切な配慮をするものとする。	
(新	(新	(新
設)	設)	設)

(観光の振興及び交流の促進)	第十五条 (略)		の施設の整備等について適切な配慮をするものとする。	高齢者の福祉の増進を図るため、	第十四条 国及び地方公共団体は、	(高齢者の福祉の増進)	の充実等について適切な配慮をするものとする。	する者の確保、介護施設の整備	宅生活支援事業に係る介護サー	三十八年法律第百三十三号)等	ける介護サービスの確保及び充実を図るため、	第十三条の六 国及び地方公共団体は、	(介護サービスの確保等)	配慮をするものとする。
l			4配慮をするものとする。	め、高齢者の居住の用に供するため	は、半島振興対策実施地域における		をするものとする。	<b>俪、提供される介護サービスの内容</b>	- ビスの提供、介護サービスに従事	三十八年法律第百三十三号)第五条の二第一項に規定する老人居	光実を図るため、老人福祉法 (昭和	団体は、半島振興対策実施地域にお		
(地域間交流の促進)	第十五条 (略)	な配慮をするものとする。せて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切	第百三十三号)第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわ	高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法(昭和三十八年法律	第十四条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における	(高齢者の福祉の増進)						(新設)		

歴史であるのとする。 をするものとする。 をするものとする。 をするものとする。 をするものとする。 をするものとする。 をするものとする。 をするものとする。 をするものとする。

# (多様な人材の育成のための教育の充実)

の充実について適切な配慮をするものとする。
興に資する多様な人材を育成するため、必要な教育に関する施策第十五条の三 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の振

(新設)

(防災対策の推進)

れている等厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除第十五条の四 国及び地方公共団体は、半島地域が三方を海に囲ま

するため、半島振興対策実施地域において、国土保全施設、避難し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止

施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設|

の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転

その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関

(新設)

一六

係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な

配慮をするものとする。

#### 第十六条 (略)

(地方税の不均一課税に伴う措置

第十 公共団: その事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しく た最初の 第二百十 す はその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の 物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産 設した者について、 載された計 るこれらの した場合において、 れた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、 おける基準財政収入額は、 るものと認められるときは、 Ł 0 規定により、 体 .. の 年 地方税法 号) - 度以降三箇 当 措置による減収額にあつては、 画区域内 n該各年 第十四条の規定による当該 (昭和二十五年法律第二百二十六号) これらの措置が総務省令で定める場合に該当 その事業に対する事業税、 度分の減収額 に 地 年 おいて当該認定産業振興 方公共団体が、 -度におけるものに限る。 同条の規定にかかわらず、 地方交付税法 (事業税又は固定資産 認定産業振興促進 これら 地方公共団体の (昭 (促進計 その事業に係る建 の措 和二十 0) うち 置がなされ 取得税又は 画 当 茁 に定めら 第六条第 税に関す 計画に記 又は増 各年度 、課税を 該 年 総務省 地方 法 律

#### 7十六条 (略)

第

(地方税

の不均一

課

税に伴う措

第十七条 は、 二項の規定により、 業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収 得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若 0 規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減 交付税法 総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、 資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの 供する設備を新設し、 域内において製造の事業又は旅館業 る当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、 はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固 る事業税、 に限る。 これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるも 地方税法 (昭和二十五年法律第二百十一号) その事業に係る建物若しくはその敷地である土 のうち総務省令で定めるところにより算定した額 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 地方公共団体が 又は増設した者について、その事業に (下宿営業を除く。 半島振興対策実 第十四 条の 領に **人施地域** 規 第六条 収額 の用 措 あ 同 定 地 に 地 しく 対 つ 条 置 0 0) て 0 ょ 方 が 定 取 す 区 第

る重要事項について調査審議する。	第十八条 国土審議会は、主務大臣の諮問に応じ、半島振興に関す 第十八条 国土審議会	国土審議会の調査審議等)	五が館業(下宿営業を除く。)	以外の地域の者に販売することを目的とする事業	は調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域	は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しく	四 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又  (新設)	供に関する事業その他の総務省令で定める事業	技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提	三前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の(新設)	務省令で定めるものを行う業種をいう。)に属する事業	通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総	はインターネット付随サービス業(インターネットを利用した	有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又(新設)	製造の事業(新設)	度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。 き額から控除した額とする。	おいて行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年   について当該各年度の翌年度)	公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後 が総務省令で定める
半島振興に関する重要事項について調査審議す	国土審議会は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大	4審議等)														とする。	《の翌年度》における基準財政収入額となるべ	日以後において行われたときは、当該減収額

	<b>ර</b> ි
2 (略)	2 (略)
(主務大臣等)	
第十九条 第二条第一項及び第四項、第九条の二から第九条の八ま	(新設)
で、第九条の十一並びに前条第一項における主務大臣は、国土交	
通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。	
2 第三条第一項、第二項及び第四項(これらの規定を同条第五項	
において準用する場合を含む。)における主務大臣は、国土交通	
大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、	
経済産業大臣及び環境大臣とする。	
3 第九条の二第一項及び第三項第二号並びに第九条の四第一項に	
おける主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とす	
る。	
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 (略)	1 (略)
(この法律の失効)	(この法律の失効)
2 この法律は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。	2 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

○総務省設置法
(平成十一
年法律第九十
一 号)

改正案	省設置法(平成十一年法律第九十一号)
現行	
	(傍線部分は改正部分)

	改正案		現行
附則		附則	
(所掌事務の特例)	7例)	(所掌事務の特	の特例)
第二条 (略)		第二条 (略)	
2 総務省は、第	第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項	2 総務省は、第	第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項
各号に掲げる事務のほ	事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、そ	各号に掲げる東	る事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、そ
れぞれ同表の下	の下欄に掲げる事務をつかさどる。	れぞれ同表の下	下欄に掲げる事務をつかさどる。
期限	事務	期限	事務
平成十四年三	(略)	平成十四年三	(略)
月三十一日		月三十一日	
平成二十七年	振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四	平成二十七年	振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四
三月三十一日	号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)	三月三十一日	号) 第七条第一項に規定する振興山村をいう。)
	の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並		の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並
	びに推進に関すること。		びに推進に関すること。
	(削る)		半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年)
			法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振
			興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的
			な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十九年	(略)	平成二十九年	(略)
三月三十一日		三月三十一日	

	3 (略)		3 (略)
	間の末日		間の末日
	定する移行期		定する移行期
	号) 第八条に規		号)第八条に規
	法律第九十七		法律第九十七
	(平成十七年		(平成十七年
(略)	郵政民営化法	(略)	郵政民営化法
		な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
		興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的	
		法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振	三月三十一日
(新設)	(新設)	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年	平成三十七年
	三月三十一日		三月三十一日
(略)	平成三十五年	(略)	平成三十五年
	三月三十一日		三月三十一日
(略)	平成三十三年	(略)	平成三十三年
	三月三十一日		三月三十一日
(魯)	平成三十一年	(略)	平成三十一年

〇農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号)

改正案	) 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)
現行	(傍線部分は改正部分)

平成三十七年   半島振興	三月三十一日	平成三十五年 (略)	三月三十一日	平成三十三年 (略)	三月三十一日	平成三十一年 (略)	三月三十一日	平成二十九年 (略)				(削る) (削る)	期限事務	表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	げる事務のほか、次の表の	3 農林水産省は、第三条	1 2 (略)	附則	
半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年														こつかさどる。	2の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同	第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲			改正案
(新設)	三月三十一日	平成三十五年	三月三十一日	平成三十三年	三月三十一日	平成三十一年	三月三十一日	平成二十九年			三月三十一日	平成二十七年	期限	表の下欄に掲げ	げる事務のほれ	3 農林水産省	1 · 2 (略)	附則	
(新設)		(略)		(略)		(略)		(略)	企画及び立案並びに推進に関すること。	施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の	法律第六十三号)第二条第一項の半島振興対策実	半島振興対策実施地域	事務	げる事務をつかさどる。	か、次の表の上欄に掲げる日までの間、	は、第三条の任務を達成するため、			現

4			三月
略			<u>-</u> +
			日
	な政策	興対策実	法律第二
	0)	実施は	六十二
	企画及び	、施地域をいう。	二号)
	立案並	いう。	第二条
	がに	の短	条第一項
	に推進に関する	拠興に記	項に規定する半
	関する	関する	定する
	، کاکارہ	振興に関する総合的	半島振
4		F 21	3/24
1 4			
4			
(略)			

_
$\bigcirc$
○国土交通省設置法
Ŧ
六
义
通
绀
⇒л.
訤
置
注
12
_
(平成十
- 1
灰
4
1
年
沚
17
律
笜
77
年法律第百号)
문
73
_

( 傍
線
部
分
は
改
正
部八
. 17

	改正案		現行
附則		附則	
(所掌事務の特例)	7例)	(所掌事務の特例)	7例)
第二条 国土交通省は、	29省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号	第二条 国土交通省は、	<b>週省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号</b>
に掲げる事務のほ	いほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞ	に掲げる事務の	のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞ
れ同表の下欄に	下欄に掲げる事務をつかさどる。	れ同表の下欄に	下欄に掲げる事務をつかさどる。
期限	事務	期限	事 務
平成二十七年	振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四	平成二十七年	振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四
三月三十一日	号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以	三月三十一日	号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以
	下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及		下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及
	び立案並びに推進に関すること。		び立案並びに推進に関すること。
	(削る)		半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年)
			法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振
			興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関
			する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に
			関すること。
平成二十九年	(略)	平成二十九年	(略)
三月三十一日		三月三十一日	
平成三十一年	(略)	平成三十一年	(略)
三月三十一日		三月三十一日	

平成三十三年	(略)	平成三十三年	(略)
三月三十一日		三月三十一日	
平成三十四年	(略)	平成三十四年	(略)
三月三十一日		三月三十一日	
平成三十五年	(略)	平成三十五年	(略)
三月三十一日		三月三十一日	
平成三十七年	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年	(新設)	(新設)
三月三十一日	法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振		
	興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関		
	する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に		
	関すること。		
2 (略)		2 (略)	
(国土審議会の	(国土審議会の所掌事務の特例)	(国土審議会の	会の所掌事務の特例)
第五条 国土審禁	国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、	第五条 国土審禁	国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、
次の表の上欄に	次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる	次の表の上欄に	次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる
法律の規定によ	規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	法律の規定によ	によりその権限に属させられた事項を処理する。
期限	事務	期限	事務
平成二十七年	山村振興法	平成二十七年	山村振興法
三月三十一日	(削る)	三月三十一日	半島振興法
平成二十九年	(略)	平成二十九年	(略)

掌する。	く。)を分掌す	く。)を分掌する。
表の下欄に掲げる事務(北海道の区域に係るものを除	それぞれ同表の	- それぞれ同表の下欄に掲げる事務(北海道の区域に係るものを除
の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、	次の表の上欄に	次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、
地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、	第十条 地方整備	第十条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、
(地方支分部局の所掌事務の特例)	(地方支分部局	(地方支分部局の所掌事務の特例)
	定する日	定する日
	則第六条に規	則第六条に規
	第八十九号)附	第八十九号) 附
	成十七年法律	成十七年法律
	る等の法律(平	る等の法律(平
	一部を改正す	一部を改正す
	合開発法等の	合開発法等の
	ための国土総	ための国土総
	の形成を図る	の形成を図る
(略)	総合的な国土	総合的な国土(略)
		三月三十一日
(新設)	(新設)	平成三十七年 半島振興法
	三月三十一日	三月三十一日
(略)	平成三十五年	平成三十五年 (略)
	三月三十一日	三月三十一日
		- 7

_				1				<u> </u>						1	]
		三月三	平成三	三月三十一日	平成三	三月三十一日	平成一					三月三十一日	平成一	期限	
		三月三十一日	平成三十七年	十一日	平成三十五年	十一日	平成二十九年					十一日	平成二十七年		
		政策に係る計画に関する調査及び調整その他当	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な		(略)		(略)			(削る)	に関する事務	画に関する調査及び調整その他当該計画の推進	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計	事 務	
			(新設)	三月三十一日	平成三十五年	三月三十一日	平成二十九年					三月三十一日	平成二十七年	期限	
			(新設)		(略)		(略)	該計画の推進に関する事務	政策に係る計画に関	半島振興対策実施地	に関する事務	画に関する調査及び	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計	事務	